令和５年４月27日

総　務　課

**新型コロナウイルス感染症への対応方法（5類変更後）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注　★は本人の場合、☆は同居者の場合です

|  |  |
| --- | --- |
| 場　面 | 対　応　方　法 |
| ★風邪様症状が出た場合 | 〇所属長へ連絡し自宅で様子をみる〇症状が軽快しなければ、検査ができる身近な医療機関へ電話で相談し受診〇自身で抗原検査＊等を実施する場合は、症状が出てから12～24時間経過後に　　＊体外診断用または第一類医薬品を使用〇検査が陰性の場合、症状が軽快していれば出勤可とするが、発症日を0日として5日経過するまで体調に注意し、マスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底し、他の社員との近接した（おおむね50cm以内）会話を避け、食事も自席でとる |
| ★新型コロナウイルスの感染が確定した場合 | 〇感染の確定は、医療機関による診断、自己検査による陽性、どちらでもよい〇感染したことを伝える　・所属長へ：最初に症状があった日を連絡する　・同居者へ：感染の可能性や感染防止の注意をする〇自宅療養をする・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として５日かつ症状軽快後24時間経過するまで（5日目に症状がある場合は症状軽快後24時間経過するまで）・この間は外出を控える（受診時はマスク着用）　・テレワークが可能であれば検討する〇同居者と部屋・食事を分け、自身で健康観察（体温測定、症状に注意）する〇最終的な復帰日は、所属長が体調を確認した上で本人と相談する〇職場復帰後も発症日から10日経過するまではマスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底し、他の社員との近接した（おおむね50cm以内）会話を避け、食事も自席でとる |
| ☆同居者に風邪様症状が出た場合 | 〇同居者が検査をした場合、結果が出るまでは、勤務中はマスク着用する〇同居者の感染が確定した場合は、　☆同居者が感染した場合へ〇同居者が検査陰性または未実施の場合、症状が軽快して24時間以上経過した時点で勤務中のマスク着用を解除する　 |
| ☆同居者の新型コロナウイルスの感染が確定した場合 | 〇可能であれば、同居者と部屋を分け、接触する場合にはマスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底する〇同居者の発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として７日経過するまで体調に注意し、マスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底した上で出勤可とするが、他の社員との近接した（おおむね50cm以内）会話を避け、食事も自席でとる〇テレワークが可能であれば検討する〇自身にも症状が見られた場合は、医療機関を受診するか自身で検査を実施する　★風邪様症状が出た場合へ |
| ★高齢者（65才以上）及び基礎疾患がある場合 | 〇勤務中は、マスク着用を推奨する |